

2026年度千葉県民スポーツ大会第二部(国民スポーツ大会千葉県大会)
負担金・助成金の支出基準

科目	科目の説明	基準	証明書類
報償費①	報償費 ※基準額を超える場合は、競技団体負担 対象: 競技補助、会場設営	補助員: 1日 500円以内	本人の領収印 または自署 大会ごと様式使用
報償費②	報償費 ※基準額を超える場合は、競技団体負担	役員: 1日 2,000円以内 トレーナー: 1日 5,000円以内 看護師・ドクター: 1日 5,000円以内	本人の領収印 または自署 大会ごと様式使用
旅費	役員に対する旅費 ※補助員は対象外	実費(定額支給は不可) <車の場合> 距離を記載し、1km30円で支給 <電車の場合> 片道100km以上は特急料金支給可	本人の領収印 または自署 大会ごと様式使用
宿泊費	宿泊費	実費但し13,100円以内(1泊2食付き) ※朝食・夕食を宿泊施設外でとる場合は、各食1,300円以内 ※ 県外競技会場での実施の場合に限る。	業者の領収書
食糧費	役員の昼食経費 ※補助員は対象外	1食: 1000円以内	業者の領収書
消耗品費	競技用具の消耗品購入費 医薬品、事務用品の補充購入費	実費	業者の領収書
印刷製本費	実施要項、プログラム等作成費	実費	業者の領収書
通信運搬費	郵送料、宅配便代、用具運搬代	実費	業者の領収書
借損料及び使用料	競技会場、会議室等の使用料 競技用具の借り上げ代	実費	利用会場の施設責任者 又は業者の領収書
役務費	振込手数料、保険料	実費	業者の領収書 又は振込明細書
その他	上記にあてはまらないものについて、対象となるかはその都度確認する。 ただし、以下の5点は対象とならない。 ①団体の運営費 ②反省会、懇親会等の飲食費 ③個人の所有物となる物品の購入 ④他の大会を兼ねる時、県スポ二部以外の支出 ⑤備品購入(単価2万円以上のもの)		

- <注意事項> (1) **領収書の但書に、品名・単価・個数を明記する。但し、領収書の但書に明記がない明記不可の場合は別途明細の分かる書類(納品書、請求書等)を添付する。宛名の欄に競技団体名を記入する。**
※県スポ二部、県民スポーツ大会、県民イベント事業共通とする。
- (2) 領収書はコピーでの提出を原則とし、原本は競技団体で保管する。ただし、原本証明を添付する。
- (3) 競技力向上事業と重複していないか確認する。
- (4) 報償費の源泉徴収は行わなくてよい。
- (5) ポイント還元される支払い方法は認められない。
例) 各種クレジットカード、ウエルシアカード、ヤックスカード等
- (6) 2026年4月1日以降の領収書が支出の対象となる。
- (7) 参加費・競技団体負担金からの支出についてはこの限りではない。
- (8) 公立学校の教職員(公務員含む)は、報償費を受け取ることはできない。